

また、よりきめ細かな安全情報を文字により個々の船舶宛に直接提供し、指導することも可能なAISを活用した次世代型航行支援システムを構築する。

(3) 海図・水路誌等の整備及び水路通報等の充実

港湾・航路の整備の進展、マリレジャーの普及等に対応するため、電子化を含めた海図・水路誌等の整備を行い、航海用電子海図刊行区域の拡大を図る。また、近年、外国人船員が増加している日本近海の海運の状況を踏まえて、外国人船員にも分かりやすい、英語のみで表記した海図及び水路書誌の刊行や、海外で我が国の海図を容易に入手できるよう、海外での普及を図る。

船舶交通の安全に必要な情報のうち、水路通報については、インターネットによる利用促進を図り、航行警報については、地震・津波に関し、提供に要する時間の短縮を行い、情報提供体制の強化を図る。また、我が国周辺海域における海流・海水等の海況を取りまとめ、海流通報として提供する。さらに、離島や沿岸域において火山噴火、地震、津波等の災害が発生した場合における海上からの救助活動

を迅速かつ適切に実施するため、海岸線、水深等の自然情報、公共機関所在地等の社会情報及び災害危険地、避難地等の防災情報を網羅した沿岸防災情報図の整備を行う。

(4) 気象情報等の充実

海上交通に影響を及ぼす自然現象に関して的確に実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達するとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1部第1章第3節6(3)で述べた施策を講じる。また、波浪や高潮の予測モデルの改善を図るとともに、GMDSSにおいて最大限有効に利用できるよう引き続き海上予報・警報の精度向上及び内容の改善を図る。

3 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備

高齢者、障害者等も含めたすべての利用者が旅客船、旅客船ターミナル、係留施設、マリナー等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう段差の解消、誘導・警告ブロックの整備等による施設のバリアフリー化を推進する。

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

1 海難防止思想の普及

海事関係者のみならず広く国民全般に対し、海難防止思想の普及・高揚を図り、また、海難防止に関する知識・技能及びマナーの習得・向上に資するため、官民一体となった効果的な海難防止強調運動の実施、外国船舶に対する訪船指導等、各種船舶の特性に応じた海難防止活動の充実を図る。

また、海難防止思想の普及の重要性から、新聞、テレビ、インターネット等の媒体を通じて広く海難防止思想の普及に努める。

2 民間組織の指導育成

海難防止思想の普及と海難防止対策の実効を期するため、海難防止を目的とする海難防止協会、小型船安全協会、外国船舶安全対策連絡協議会等の各民間組織の自主的活動が、着実かつ活発に推進されるようその指導育成の強化に努める。

3 海難の原因究明結果の活用

海難の原因や態様についての詳細な分析、裁決事例や防止策を紹介する情報誌の充実を図り、これらを活用した海難防止に関する講習会等の広報・啓発活動を積極的に行う。

4 外国船舶に対する情報提供等

我が国周辺海域の地理や気象・海象等に不案内な外国船舶に対して、外国語によるリーフレット(ちらし)を配布・説明するなどして、航行安全上必要な情報等について周知・指導を図る。

5 台風等特異気象時における安全対策の強化

台風接近時における安全指導、注意喚起の徹底、各種船舶の特性に応じた台風等特異気象時における安全対策を推進する。